株式会社　鳥取銀行

「未利用口座管理手数料」について

株式会社　鳥取銀行では、長期間ご利用がないお口座を対象とする「未利用口座管理手数料」を導入させていただいております。本手数料は、長期間ご利用のないお口座が不正利用されることを防止する目的とするものです。

なお、本手数料は２年以上ご利用のない普通預金（含む総合口座・決済用普通預金口座）および貯蓄預金を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替などでご利用を頂いているお口座が対象となることはございません。 詳しくはこちら

当行では今後も引き続き、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

対象となる口座	普通預金口座（含む総合口座・決済用普通預金口座）および貯蓄預金口座
未利用口座となる条件	最後の入出金から２年以上お取引がない口座 ※「お取引」は入出金が対象となります。スマート通帳への切替はお取引の対象になりません。
対象外となる口座	・当該口座の残高が 10,000 円以上の場合 ・定期預金の利息振替口座または総合口座で、定期預金残高が１円以上の場合 ・お預かり金融商品(定期積金、積立定期預金、財形預金、外貨預金、投資信託、公共債等)のご指定口座 ・お借入れ（カードローン含む）の返済用口座 ・クレジット一体型カードが発行されている口座 ・教育資金贈与口座、結婚・子育て資金贈与専用口座
手数料額	年間　1,320 円（税込）
未利用口座の取扱い	①対象となるお客さまには、届出住所に事前の「ご案内」を発送いたします。 なお、過去に郵便物を送付してもお届けできず、その後も住所変更のお手続きがないお客様については、ご案内を発送いたしませんのでご留意ください。 ②ご案内に記載された「手数料引落日」の前日までに入金もしくは出金のお取引、または、前営業日までにご解約されない場合、該当口座から手数料を引落しいたします。 ③残高不足により手数料が引落しできなかった場合、残高全額を手数料の一部として引落しさせていただき、当該口座を個別に通知することなく自動解約いたします。 ④翌年以降も口座のご利用がない場合は、本手数料の対象となります。

【本件に関するお問い合わせ先】
地域戦略部　（齋藤・向井）
TEL　0857-37-0248

●よくあるご質問を次ページ以降に掲示しておりますので、ご参照ください。

【未利用口座に関するよくあるご質問】

１．なぜ未利用口座に手数料がかかるのですか

長期間ご利用されていない「未利用口座」は不正利用の原因になりやすいとされており、
未利用口座の発生を抑えることで不正利用を抑止することを目的としております。

２．未利用口座となる条件および手数料はいくらですか

2 年以上ご利用のない普通預金（総合口座・決済性普通預金含む）および貯蓄預金で、残高 1 万円未満のお口座が対象となり、手数料は年間税込 1,320 円です。
対象となるお口座の残高が 1,320 円未満であればそのお口座の残高全額の引落しとなりますので、対象口座の残高以上の負担はありません。
※上記に該当する場合であっても、一部対象外となるお口座もございます。詳しくはこちらをご確認ください。

３．法人は対象外ですか

対象となるお口座は、個人だけでなく、個人事業主、法人、任意団体も対象となります

４．手数料の引落し日はいつですか

毎年７月５日（銀行休業日の場合、翌営業日）となります。

５．手数料引落し前、引落し後の通知はありますか

未利用口座に該当した場合「未利用口座管理手数料のご案内」をお届けのご住所宛に郵送いたします。ただしこのご案内で最後となりますので、そのままご利用が無い場合は手数料引落日に手数料の引落しを行い、引落し後の通知はございませんのでご了承ください。

６．未利用口座管理手数料が引き落とされないようにしたい

以下ご対応いただきますと、手数料はかかりません。
●継続利用をご希望のお客さま
「手数料引落日」の前日までに、ご入金もしくはご出金をお願いします。
●口座解約をご希望のお客さま
「手数料引落日」の前営業日までに、ご解約手続きの完了が必要です。

７．手数料引落日の前日までに、入出金した場合、今後未利用口座の対象にならないですか

最後の入出金から２年以上ご利用が無い場合、改めて未利用口座の対象となります。

８．引き続き口座を利用したい場合、どうしたらよいですか？

手数料引落日の前日までに入出金をお願いします。

９．口座を解約したい場合、どのような手続きをすればいいですか

最寄りの鳥取銀行本支店に、以下の書類をお持ちのうえご来店ください。

・通帳　（スマート通帳口座を除く）

・キャッシュカード　（発行されている場合）

・お届けのご印鑑

・顔写真付きの本人確認資料

※なお、お届けの住所・氏名が変更になっている場合や、通帳・キャッシュカード・ご印鑑を紛失されている場合は、お手続きに時間を要する場合がございます。

１０．通帳やキャッシュカード・届出印が無い場合、解約するにはどのような手続きをすればいいですか

通帳名義人ご本人が最寄りの鳥取銀行本支店に、以下の書類をお持ちいただき手続きをお願いいたします。

・顔写真付きの本人確認資料

・通帳・キャッシュカード（紛失されている場合は不要）

・届出のご印鑑（印鑑を紛失されている場合は新しいご印鑑）

１１．本人は死亡している場合、どうすればいいですか

相続手続きをご希望の場合は、最寄りの鳥取銀行にご来店をお願いいたします。（通帳等あればお持ちください）

１２．口座残高が 0 円です。そのまま利用しなければ口座が自動で解約になりますか

手数料引落日の前日までに入出金が無い場合、お口座を自動で解約させていただきます。お口座が不要な場合は特段のお手続きは必要ありません。なお、口座残高 1,320 円未満であれば口座残高全額を手数料としてお引落しさせていただいた上で、お口座は自動解約させていただきます。1,320 円以上の残高がある場合は、来年度以降毎年手数料を引落しさせていただきます。（口座解約となった場合には、以後手数料はかかりません）

１３．口座の残高が手数料額に満たなかった場合、差額を請求されますか

口座残高 1,320 円未満であれば口座残高全額を手数料としてお引落しさせていただいた上で、お口座は自動解約させていただきます。その場合、手数料の不足分について請求することはございません。

１４．口座解約後の通知はありますか

未利用口座に該当した場合「未利用口座管理手数料のご案内」をお届けのご住所宛に郵送いたします。本案内は、残高が手数料未満で解約が見込まれている場合、解約通知を兼ねておりますので本案内をもって通知に代えさせていただきます。

１５．自動解約になった場合、通帳・キャッシュカードは処分してもいいですか

自動解約となった場合、その後通帳・キャッシュカードはご利用できません。ご自身で裁断等していただきますようお願いいたします。

１６．手数料引落し後に口座を利用したら、手数料は返してもらえますか

すでにお引落しされた手数料ついては返金できません。手数料引落日の前日までに入出金をお願いいたします。

１７．自動解約された口座を再利用（復活）することはできますか

すでに自動解約されたお口座につきましては再利用（復活）することはできません。改めてお口座開設をお願いいたします。

１８．未利用口座管理手数料は毎年引落しされますか

本手数料引落し日以降、入出金のご利用が無く、口座残高が１円以上の場合、翌年以降も未利用口座の対象となり、手数料が引落しとなります。口座残高が手数料額未満の場合には、自動解約となりますので以後手数料はかかりません。
※本手数料の引落しは、入出金に該当しません。

１９．住所等の変更を届け出ていません。案内が届かなくても対象になりますか

普通預金規定第 13 条　および　貯蓄預金規定第 14 条に基づき、「届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします」ことから対象となります。
また、過去に届出住所宛てに郵便物を送付しても、住所が異なる等でお届けできず、その後も住所変更のお手続きがないお客さまについては、本ご案内を発送いたしませんが、その場合にも対象となります。住所に変更があった場合には、住所変更のお手続きをお願いいたします。

２０．別の口座は使っているのに、この口座は未利用口座になるのですか

未利用口座の対象判定は、口座ごとで行っております。ご本人さまがお持ちで日頃ご利用いただいているお口座をお持ちの場合でも、未利用の別口座がある場合は対象となります。

２１．郵送物は送付しないように伝えていたのですが、届きました

本案内は、未利用口座管理手数料のお引落しをお知らせする内容となっております。大切なお知らせなため、対象先全先にご案内をさせていただいております。

２２．案内が届きません。どうしたらいいですか

住所変更のお手続きをお願いいたします。

２３．他人宛の郵送物が届きました。どうしたらいいですか

お手数をおかけしますが、紙に「誤配達」の旨記載いただき、郵便物に貼り付けしポストへ投函いただくか、郵便局へご連絡・お持ち込みいただきますようお願いいたします。

２４．他人宛の郵便物を開封してしまいました。どうしたらいいですか

お手数をおかけしますが、郵送物を補修の上、郵便物の表面に誤って開封したこと、氏名・住所を記載した付箋等をはっていただき、郵便物の誤配達があったことを最寄の郵便局へご連絡・お持ち込みいただきますようお願いいたします。

２５．県外に住んでおり近くに鳥取銀行の店舗や ATM がない場合はどのように利用すればいいですか

入出金の場合はコンビニ ATM 等で利用可能です（手数料がかかる場合がありますのでご留意ください）。口座解約については、窓口でのお取り扱いのみとなります。ご了承ください。

２６．未利用口座の対象口座に、法人インターネットバンキング契約があります。未利用口座が自動解約となった場合この契約はどうなりますか

自動解約となった場合、未利用口座でご利用いただいていた各種サービスに関しましても解除させていただきます。ご了承ください。